

池田 剛士

差出人: 水戸保健所 ・ <mitoho@pref.ibaraki.lg.jp>
送信日時: 2017年8月3日木曜日 11:17
宛先: ikeda@acsec.co.jp
件名: れんこんパウダーの食品表示について (回答)
分類項目: 分類項目 緑

みと・あかつかカンファレンス事務局長
ラクトース研究班「いもいち 2025」班長代理
有限会社学術秘書 本店営業部
池田 剛士様

平成29年7月16日にお問い合わせをいただいた標記の件につきましては、
健康増進法第31条に基づき、当該店舗への指導を行いました。

・健康増進法（第31条）

食品として販売に供する物に関して、広告その他の表示をするときは
健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項について、
著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

以上をもって、回答とさせていただきます。

茨城県水戸保健所
健康増進課